

第9回京都駅八条口駅前広場 エリアマネジメント会議

会議資料

目 次

1 会議開催要綱の改正について.....	1
2 京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱の策定について.....	1
3 タクシーショットガンについて.....	1
4 路線バス、送迎バス、タクシーの覚書締結について.....	2
5 5月の修学旅行シーズンにおける貸切バスの対応について.....	2
6 その他.....	3

平成 28 年 3 月 29 日

京都市都市計画局歩くまち京都推進室

1 京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント会議開催要綱の改正について

第8回会議において報告のとおり、駅前広場の正式名称は「京都駅八条口駅前広場」とし、案内表示板については、初めて京都に来られる国内外の観光客等、利用者へのわかりやすさに配慮し、「京都駅八条口（南口）駅前広場」と記載することとした。

駅前広場の正式名称の決定に伴い、会議開催要綱を改正した。**別紙1**

2 京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱の策定について

第8回会議において議論した「京都駅南口駅前広場エリアマネジメント規則（仮称）」については、「京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱」として策定した。**別紙2**

3 タクシーショットガンについて

3.1 京都駅八条口旅客自動車待機場条例及び同施行規則、要綱

(1) 京都駅八条口旅客自動車待機場条例 **別紙3-1**

(2) 京都駅八条口旅客自動車待機場条例施行規則 **別紙3-2**

(3) 京都駅八条口旅客自動車待機場要綱 **別紙3-3**

3.2 運用状況報告

(1) タクシー待機場利用に関する説明会（3月9日） **別紙3-4**

(2) 試験運用（3月15日～31日 運用時間7:00～23:00）

・3月15日からは、ICタグがないと駅前待機場及び第2プール入場不可

（①3月17日、②3月19日、③3月20日の試験運用状況） **別紙3-5**

3.3 課題及び考察

- ・3月17日（木）は、タクシー総台数が駅前待機場容量を超える時間帯が多く、鴨川西ランプ経由の時間が適正であった。
- ・3月19日（土）は、午前10時頃に鴨川西ランプ経由から直人に切り替えたが、その後、駅前待機場が溢れ出したため、12時頃には、鴨川西ランプ経由に切替えた。切替時間等については、事前にお知らせしていたものの、混乱するドライバーが多く見られた。
- ・3月20日（日）は、前日の混乱もあり、終日鴨川西ランプ経由で実施したが、15時以降タクシー総台数が駅前待機場容量を下回ったため、直人の運用に切り替えても駅前待機場からの溢れ出しが生じていなかつたと想定される。

3.4 本運用に向けた対策

- ・突発的な切替については、交差点案内表示や携帯webでお知らせしているものの、全てのドライバーにリアルタイムで伝えることが難しく、ドライバーの混乱や走行ロスも大き

くなるため、現状は、タイムスケジュールにしたがった運用を中心に考える。今後の運用については、日々のデータを蓄積し、ロスの少ないタイムスケジュールで、運用を実施する。

- ・試験運用では、7時～23時を鴨川西ランプ経由とし、現状、特に問題がないことから、本運用においても、7時～23時を経由時間のベースとして運用を行う。
- ・タクシー業界の情報及び試験運用結果から、日祝日の午後のタクシー台数が月～土に比べ少なくなることから、日祝日の午後のタイムスケジュールを検討する必要がある。

4 路線バス、送迎バス、タクシーの覚書締結について

京都駅八条口駅前広場路線バス乗降場の使用に係る覚書 **別紙4-1**

京都駅八条口駅前広場送迎バス乗降場の使用に係る覚書 **別紙4-2**

京都駅八条口駅前広場タクシー関連施設の使用に係る覚書 **別紙4-3**

5 5月の修学旅行シーズンにおける貸切バスの対応について

5.1 平成27年度の状況について

(1) 平成27年度八条口貸切バス申込み状況 **別紙5-1**

(2) 平成27年度春の修学旅行シーズン運用状況 **別紙5-2**

(3) 平成27年度の乗降箇所位置図 **別紙5-3**

5.2 課題

- ・車道が6車線から4車線になり、近鉄名店街前等のバスの乗降可能な場所がなくなった。
- ・サンクンガーデン周りが工事中であり、駐車できるバスの台数が減り、待合スペースもない状況である。
- ・バス乗降場の容量が確保できているのは、駅前バス乗降場(10台)のみであり、1台当たり20分の運用で30台／時間、15分の運用で40台／時間しか捌けず、ピーク時(約100台)を想定すると、長時間修学旅行客を待たすことになる。
- ・新たな駐車スペースを、昨年から京都駅周辺で探しているが確保できていない。北口の東本願寺前にパーキングチケット駐車場があるが、貸切ることは難しく、確実に使用できる乗降場とは言えない。

5.3 対策

- ・鴨川西ランプ駐車場(十条駅徒歩5分)での乗降、JR二条駅、竹田駅等の他駅の利用等の対応をエージェントと調整する。(28年度は困難)
- ・1台当たり15分、20分で運用するためには、早着や乗車後の打合せを減らし、修学旅行客が揃

ったらバスを乗降場に到着させる運用を行う。

- ・京都駅周辺での新たな乗降場所の確保が困難であるため、府警や交通事業者、旅行業界等と引き続き協議し、ピーク時の乗降場所の検討を行う。
- ・東本願寺のパーキングチケットについて、御忌と同じような運用が可能なのか調整する。

6 その他

6.1 愛称募集最終結果について

一般公募により、321点のご応募をいただき、委員の皆様にご選考いただいたところ、「みやこデッキ」及び「夢てらす」の2作品が特に高い評価となった。最終結果については、2作品それぞれの一部を採用した「みやこ夢てらす」を拠点広場(デッキ)の愛称とすることとし、両作品の応募者3名を入賞者とした。

6.2 今後の予定について

平成28年度	観光バスショットガンの検討 荷捌きスペースの運用方法検討
平成28年12月	京都駅八条口駅前広場グランドオープン
平成29年度	観光バスショットガン開始（予定）

京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント会議開催要綱

(趣旨)

第1条 京都駅八条口駅前広場の整備に伴い、交通事業者等が主体的に乗降場等の適正な利用や管理を行えるよう、各乗降場等の利用方法や管理方法を検討し、さらに駅前広場全体の管理・運営を調整するとともに、工事中においても混雑等が最小限に抑えられるよう、各乗降場等の運用等について調整を図るため京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所管事項)

第2条 会議の所管事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 駅前広場の利用に関すること

(2) 駅前広場の乗降場等の管理・運営に関すること

(3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

(委員)

第3条 会議は、委員35人以内で組織する。

2 会議の委員は、学識経験のある者、本市職員、その他市長が適當と認める者のうち、市長が依頼し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 会議は、特別の事項を検討するため必要があると認められるときは、部会を開催することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定める事項のほか、会議に関し必要な事項は、歩くまち京都推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント会議開催要綱 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>京都駅南口駅前広場エリアマネジメント会議開催要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 京都駅<u>南</u>口駅前広場の整備に伴い、交通事業者等が主体的に乗降場等の適正な利用や管理を行えるよう、各乗降場等の利用方法や管理方法を検討し、さらに駅前広場全体の管理・運営を調整するとともに、工事中においても混雑等が最小限に抑えられるよう、各乗降場等の運用等について調整を図るため京都駅<u>南</u>口駅前広場エリアマネジメント会議（以下「会議」という。）を開催する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年1月26日から施行する。</p>	<p>京都駅<u>八条</u>口駅前広場エリアマネジメント会議開催要綱</p> <p>(同左)</p> <p>第1条 京都駅<u>八条</u>口駅前広場の整備に伴い、交通事業者等が主体的に乗降場等の適正な利用や管理を行えるよう、各乗降場等の利用方法や管理方法を検討し、さらに駅前広場全体の管理・運営を調整するとともに、工事中においても混雑等が最小限に抑えられるよう、各乗降場等の運用等について調整を図るため京都駅<u>八条</u>口駅前広場エリアマネジメント会議（以下「会議」という。）を開催する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年1月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年3月29日から施行する。</p>	

京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本要綱は、京都駅八条口駅前広場（以下「駅前広場」という。）に設置する各施設について、適正な使用方法を定めるとともに、使用者の協力を得て、駅前広場のエリアマネジメント及び駅前広場のサービス向上に資することを目的として定めるものである。

第2章 タクシー関連施設

(一般事項)

第2条 駅前広場のタクシー待機場、タクシーのりば、タクシーおりば、大型タクシー及び予約タクシー待機場、鴨川西ランプ等（以下「タクシー関連施設」という。）の使用者は、道路交通法、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法及び京都タクシー業務センター指導規則（仮）を遵守し、善良なタクシー運用者としてタクシー関連施設及び駅前広場を使用するものとし、タクシー関連施設周辺における路上待機をはじめ、他の駅前広場使用者などの支障となる行為をしてはならない。

(タクシーショットガン関係)

第3条 京都駅八条口旅客自動車待機場条例や同条例施行規則及び京都駅八条口旅客自動車待機場要綱を遵守すること。

(大型タクシー及び予約タクシー待機場)

第4条 大型タクシー及び予約タクシー待機場については、合計8台分の待機スペースを設けているが、当該待機場が満車の場合等においては、八条通での待機を行わず、一旦当該待機場を通過すること。その後、再度進入した場合についても同様とする。

2 大型タクシー及び予約タクシー待機場の使用に際しては、車止めを適切に運用し、一般車等の誤進入を防止すること。

(タクシー関連施設の管理)

第5条 タクシー事業者及びその団体（以下「タクシー事業者等」という。）は、タクシー関連施設等の安全で円滑な交通を確保すること。

- 2 タクシー事業者等は、タクシー関連施設の清掃を行い、良好な施設の維持に努めること。
- 3 タクシー事業者等は、タクシー関連施設や、駅前広場の施設に発生した異常を確認した場合、速やかに京都市に報告を行うこと。

第3章 路線バス乗降場

(一般事項)

第6条 駅前広場の路線バス乗降場を使用する事業者（以下「路線バス事業者」という。）は、道路交通法を遵守し、善良な路線バス事業者として路線バス乗降場及び駅前広場を使用するものとし、他の駅前広場使用者などの支障となる行為をしてはならない。

(運行ダイヤの調整)

第7条 路線バス事業者は、同一の乗降場を使用する路線バス事業者間で運行ダイヤの調整を行い、混雑を未然に防止すること。

- 2 運行ダイヤは、路線バス乗降場への到着待ちを生じさせないよう、乗降場毎に、市内路線バスは3分間隔、中・長距離路線バスは5分間隔を最短とし、路線の特性や利用実態（運行距離、積雪地域、乗客の荷物等）に応じ、十分な間隔を確保すること。ただし、乗降に要する時間が短時間であるなど、乗降場の運用上、支障がないと認められる場合は、この限りではない。
- 3 運行ダイヤの変更及び追加については、路線バス乗降場ごとに、当該路線バス乗降場を使用する路線バス事業者間で調整を行うこと。
- 4 第2項の運行ダイヤの調整、第3項の運行ダイヤの変更及び追加、及び他者と新たに共同運行または業務提携等（以下「変更等」という。）を行う場合は、事前に、京都駅八条口エリアマネジメント会議（以下「会議」という。）に報告し、京都市及び会議の委員の確認を得ること。なお、当該変更等により、駅前広場の混雑又は他の路線バスの運行に支障を与えないよう留意すること。
- 5 続行便や臨時便の運行を行う場合は、使用する路線バス乗降場及び他の路線バス乗降場の運用に支障を与えないよう留意すること。

(維持管理)

第8条 路線バス事業者及びその団体（以下「路線バス事業者等」という。）は、

路線バス乗降場等の安全で円滑な交通を確保すること。

- 2 路線バス事業者等は、路線バス乗降場等の清掃を行い、良好な施設の維持に努めること。
- 3 路線バス事業者等は、路線バス乗降場や、駅前広場の施設に発生した異常等を確認した場合、速やかに京都市に報告を行うこと。

第4章 送迎バス乗降場

(送迎バス乗降場)

第9条 送迎バス乗降場については、3台分のスペースを設けているが、当該乗降場が満車の場合等においては、八条通での待機を行わず、一旦当該乗降場を通過すること。その後、再度進入した場合についても同様とする。

(定期運行ダイヤの調整等)

第10条 送迎バス乗降場を定期的に使用する者は、各車両の滞在時間を5分以内としたうえで、当該乗降場を定期的に使用する事業者間で運行ダイヤの調整を行い、混雑を未然に防止すること。

- 2 使用者は、送迎バス利用者の乗降後、速やかに送迎バス乗降場を退出するものとし、出発時間までの時間調整も含め待機は行わないこととする。

(不定期運行による使用)

第11条 不定期に送迎バス乗降場を使用する者は、送迎バス乗降場の空き状況を確認し、第9条を遵守すること。

(維持管理)

第12条 送迎バス乗降場を使用する事業者及びその団体は、送迎バス乗降場の清掃を行い、良好な施設の維持に努めること。

第5章 一般車乗降場

(一般車乗降場)

第13条 一般車乗降場の使用については、乗降のみに限ることとし、待機や駐車は行わないこととする。また、乗降は速やかに行い、乗降が完了し次第、速やかに一般車乗降場を退出することとする。送迎客の待機や駐車については、路外の駐車場等を利用すること。

- 2 一般車乗降場を使用しようとする者は、当該乗降場が満車の場合等においては、八条通での待機や乗降を行わず、一旦当該乗降場を通過すること。そ

の後、再度進入した場合についても同様とする。

京都駅八条口旅客自動車待機場条例

(設置)

第1条 京都駅八条口の周辺の道路における安全かつ円滑な交通の確保を図るため、旅客を運送する事業の用に供される自動車（以下「旅客自動車」という。）を待機させ、及び旅客自動車を利用する旅客の乗車又は待合いの用に供するための施設（以下「待機場」という。）を設置する。

2 待機場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(供用時間等)

第2条 待機場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 待機場に入場させることができる旅客自動車は、別表第2のとおりとする。

(入場資格及び入場登録)

第3条 待機場に旅客自動車を入場させることができる者は、タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者（待機場の位置を営業区域に含む者に限る。以下同じ。）とする。

2 待機場に旅客自動車を入場させようとする者は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

3 前項の登録（以下「入場登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に道路運送法第4条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 待機場に入場させる旅客自動車に係る道路運送車両法の規定による自動車登録番号

(3) その他市長が必要と認める事項

4 入場登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、市長が指定する機器を入場登録に係る旅客自動車に備え付けなければならない。

5 登録者は、第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を市長に届け出て、変更の登録を受けなければならない。

(廃業等の届出)

第4条 登録者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める

者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により解散したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
- (5) 法人が分割により入場登録に係る一般旅客自動車運送事業を承継させたとき その法人
- (6) タクシー事業者でなくなったとき タクシー事業者であった者

2 登録者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該登録者の入場登録は、その効力を失う。

(使用制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、待機場の使用を制限し、又は入場登録を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料等)

第6条 登録者は、あらかじめ、市長が指定する場所に旅客自動車を待機させ、市長の指示に従い、当該旅客自動車を待機場に入場させなければならない。ただし、市長が当該場所に待機させる必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により待機場に旅客自動車を入場させた登録者は、別表第3に掲げる使用料を納入しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(無料開放)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、一定の期間を限り、待機場を無料で開放す

ることができる。

2 前項の期間は、市長が告示する。

(地位の譲渡等の禁止)

第10条 登録者は、その地位を譲渡し、又は他人に使用させることができない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 入場登録の申請その他待機場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第1条関係）

名 称	位 置
京都駅八条口タクシー待機場	京都市南区西九条院町9番地の2

別表第2（第2条関係）

区 分	入場させることができる旅客自動車
京都駅八条口タクシー待機場	タクシー（タクシー業務適正化特別措置法第2条第1項に規定するタクシーをいい、中型車又は小型車の車種区分に該当する運賃の適用を受けるものに限る。）

別表第3（第6条関係）

区 分	使 用 料 （ 1 台 1 回 に つ き ）
京都駅八条口タクシー待機場	20円

備考 午前0時から午前6時まで及び午後11時から午後12時までの間に待機場に旅客自動車を入場させるときは、使用料を徴収しない。

京都駅八条口旅客自動車待機場条例施行規則

(使用料の減免)

第1条 京都駅八条口旅客自動車待機場条例(以下「条例」という。)第8条の規定により、
使用料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記
載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、交通政策担当局
長が定める。

附 則

この規則は、京都駅八条口旅客自動車待機場条例の施行の日から施行する。

京都駅八条口旅客自動車待機場要綱

(入場登録の申請)

第1条 京都駅八条口旅客自動車待機場条例（以下「条例」という。）第3条第3項に定める入場登録を受けようとする者が京都市長に提出する申請書は、「京都駅八条口タクシー待機場入場登録許可申請書（様式第1号）」及び「京都駅八条口タクシー待機場入場登録申請車両の明細（様式第2号）」を標準とする。

(場所の指定)

第2条 条例第6条第1項の市長が指定する場所は、別表第1のとおりとする。

(指定通行路)

第3条 登録者は、鴨川西タクシー待機場から京都駅八条口タクシー待機場へ車両を移動させる場合は、別図1に示す指定通行路に依らなければならない。

(注意義務)

第4条 登録者は、条例に関連する施設を使用する行為によって、施設に損害を生じさせないよう注意しなければならない。

(損害の報告)

第5条 登録者は、第4条の注意義務の履行の有無に関わらず、施設に損害を生じさせた場合は、損害の内容等を速やかに市長に報告しなければならない。

(原因者負担)

第6条 第4条の注意義務を怠り、施設に損害が生じたときに必要となる施設に関する工事又は施設の維持の費用については、施設に損害を生じさせた者が負担し、原状回復を行わなければならない。

(使用制限等)

第7条 条例第5条各号に基づき、禁止事項及び禁止事項ごとに適用される警告や使用の制限及び登録の取消（以下「使用制限等」という。）に関する量定（以下「基準」という。）を以下の各項に定める。使用制限等は、禁止事項に違反した車両又は当該車両の登録者（以下「違反車両等」という。）に対して適用される。

2 条例第5条第1号及び第2号について、禁止事項及び基準を別表第2のと

おりとする。

3 条例第5条第1号及び第2号について、前項のほかに近畿運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準（平成21年10月1日制定）」の行政処分等の対象となる違反行為があった場合は、その違反行為に対する行政処分等の量定を準用し、基準とする。

(委員会の設置)

第8条 違反車両等に対する使用制限等の適用については、委員会を設置し、諮詢する。

2 委員会は市長の諮詢に応じ調査審議し、これに関し必要と認める意見を市長に述べることができる。

3 委員会の設置及び委員の選任は京都タクシー業務センターに付託する。

(使用制限等の決定)

第9条 違反車両等に対する使用制限等の適用については、第8条の委員会の意見を聞き、市長が決定する。

2 市長は、前項の決定後、第7条の禁止事項に違反した車両の入場登録申請者に対して速やかに当該決定を通知する。

(貸与機器の返却等)

第10条 第9条第2項の通知を受けた者は、市長が貸与する機器のうち、使用制限等の適用を受ける違反車両等に係るものを速やかに返却しなければならない。

2 前項が遵守されない場合においては、市長は、当該使用制限等の適用を受ける違反車両等によるその後の京都駅八条口タクシー待機場の使用を一切認めない。

(再交付の申請等)

第11条 第9条第2項の使用制限等の決定の通知を受けた者は、第10条による機器の返却の日より起算し、基準となる日数後以降に、市長に再交付を申請することができる。

(補則)

第12条 この要綱に定める事項のほか、京都駅八条口タクシー待機場に関して必要な事項は、都市計画局交通政策担当局長が定める。

附 則

この要綱は、京都駅八条口旅客自動車待機場条例の施行の日から施行する。

別表第1 第2条関係

名称	位置	
鴨川西タクシー待機場	京都市南区東九条柳下町	

別表第2 第7条関係

禁止事項	基準		適用
	初違反	再違反	
京都市が登録者に貸与する機器の他の者への譲渡又は貸与	登録の取消及び再登録の禁止 2年	登録の取消及び再登録の禁止 2年	登録者
京都市が登録者に貸与する機器の管理不良による紛失、破損、故障等	使用制限 60日	登録の取消及び再登録の禁止 2年	当該車両
第4条の注意義務を怠り、施設に損害を生じさせる行為	使用制限 180日	登録の取消及び再登録の禁止 2年	登録者
第5条の報告不履行	登録の取消及び再登録の禁止 2年	登録の取消及び再登録の禁止 2年	登録者
使用料の滞納	使用制限 60日	登録の取消及び再登録の禁止 2年	登録者
使用の実態なし（連續3か月以上）	使用制限 60日	登録の取消及び再登録の禁止 2年	当該車両
使用頻度少（1ヶ月平均10回未満の使用が連續3か月以上）	使用制限 30日	使用制限 60日	当該車両
指定通行路の遵守不履行	警告	使用制限 10日	当該車両
京都駅及び鴨川西タクシー待機場周辺における迷惑行為 例）のりばやおりばの不適正利用、路上待機、喫煙禁止区域での喫煙、ゴミのポイ捨て、用便、大声を出す、喧嘩等	警告	使用制限 10日	当該車両

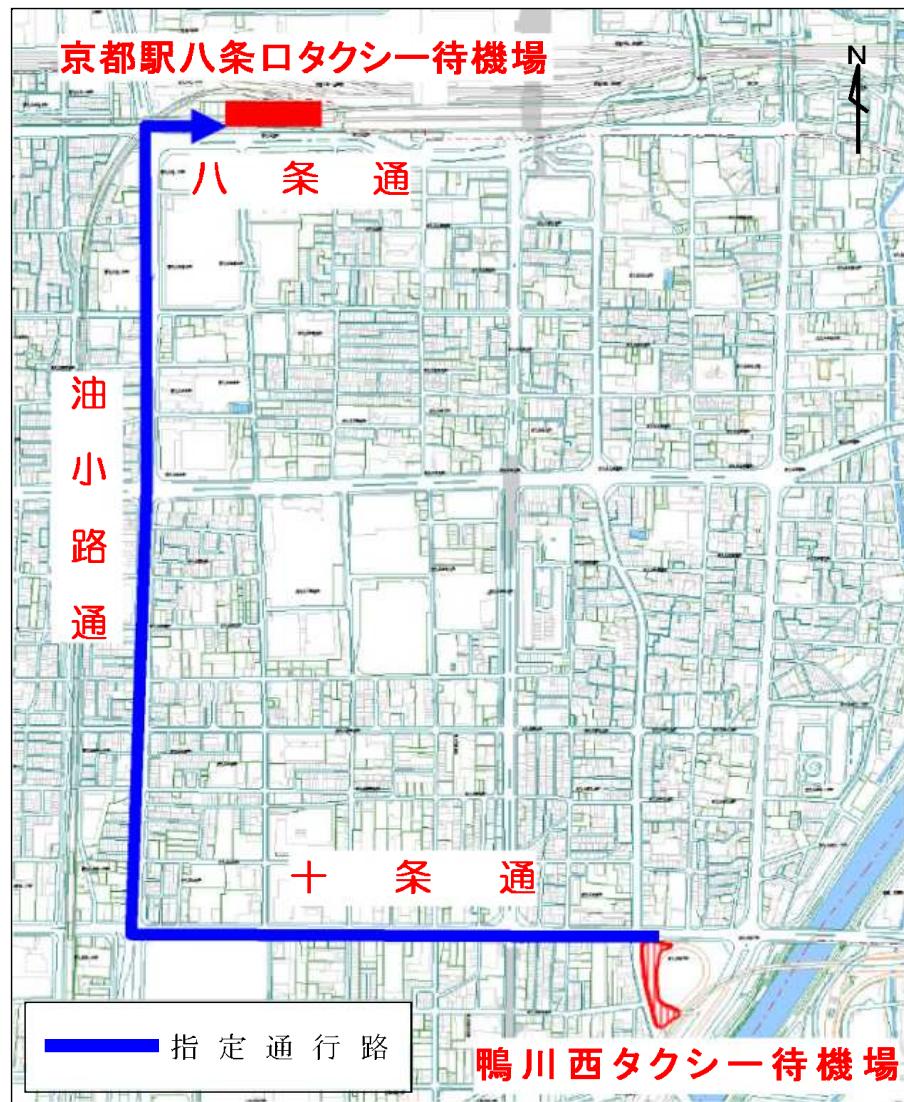
備考) 使用制限等を行う場合において、禁止事項の違反を確認した日から過去3年以内に同一の違反による使用制限等がない場合における当該違反を「初

違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一の違反による使用制限等を受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一の違反による使用制限等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

2 累違反の基準については、再違反の2倍とする。

3 適用欄の「登録者」については、禁止事項に違反した車両の登録者が登録する車両全て、「当該車両」については禁止事項に違反した車両とする。

別図1 第3条関係



(様式第1号)

京都駅八条口タクシー待機場入場登録申請書

(あて先) 京 都 市 長	平成 年 月 日
申請者の住所(主たる事務所の所在地) 〒	申請者の氏名(名称及び代表者名) 印
Tel () FAX ()	

京都駅八条口旅客自動車待機場条例第3条の規定により、
京都駅八条口タクシー待機場への入場に関する登録を申請します。

道路運送法第3条第1号ハの 一般乗用旅客自動車運送事業 に関する同法第4条第1項の許可	許可年月日	年 月 日
	許可番号	
	許可の期限	年 月 日
入場登録を申請する車両の台数	台	
入場登録を申請する車両の 自動車登録番号	※ 登録を申請する車両が複数の場合は、様式第2に記載	
添付書類	<input type="checkbox"/> 様式第2 ※登録を申請する車両が複数の場合のみ <input type="checkbox"/> 道路運送法第4条第1項の許可証 <input type="checkbox"/> その他 ()	
備考		

(様式第2)

京都駅八条口タクシー待機場入場登録申請車両の明細

申請者の住所 (主たる事務所の所在地)	TEL : ()	FAX : ()
------------------------	-----------	-----------

番号	自動車登録番号

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

1. 今後の予定について

○3月9日（水） 13：30～

タクシーショットガン説明会 ICタグの配布

○3月15日（火） 試験運用開始 9：00～23：00予定

※15日 8：30から鴨川西ランプに入る場合ICタグが必要

ゲート制御を隨時実施

○3月16日（水）～31日（木） 試験運用 7：00～23：00予定

※試験運用期間中 ショットガンの切替あり

○4月1日（金）～ 本格運用開始 7：00～23：00予定

※4月1日から課金予定 1台1回あたり 20円（予定）

2. タクシーショットガンシステムについて

資料1 ショットガン説明資料

資料2 タクシードライバー用説明資料

3. 質疑応答

1. 運用方式

タクシーショットガンシステムを運用するために、阪神高速 鴨川西ランプ付近にタクシー第2プールを設置しました（以下「鴨川西第2プール」または「第2プール」と称します）。時間帯により、鴨川西第2プールを経由して駅前タクシー待機場（以下「駅前プール」と称します）に入場する運用方式（以下「第2プール経由方式」と略）と、従来通り駅前プールへ直接入場する運用方式（以下「直接入場方式」と略）で運用します。

以下、それぞれの運用方式についてご説明します。

1-1. 第2プール経由方式（タクシーショットガン方式）

第2プールを経由して駅前プールへ入場する場合の運用を、第2プール入場 ⇒ 出庫 ⇒ 駅前プール入場 ⇒ タクシー乗り場入場と順を追ってご説明します。鴨川西第2プールから駅前プールへの運行ルートは、十条通り ⇒ 油小路通り ⇒ 八条通りとなります。（「参考1」の全体平面図参照）

（1）第2プールの入場

車両が鴨川西第2プール入口のゲート前に入場すると、車両に取付けたタグを自動的に認証してゲートを開放します（図1参照）。入場車両は入庫ルールに従って最後尾に車両を移動します。

※タグを不携帯の車両や第2プールが満車の場合、及び違反登録された車両が進入した場合、表示機に違反内容を表示してゲートを開放しません（詳細は2-(2)項参照）。この場合は速やかに退去してください。

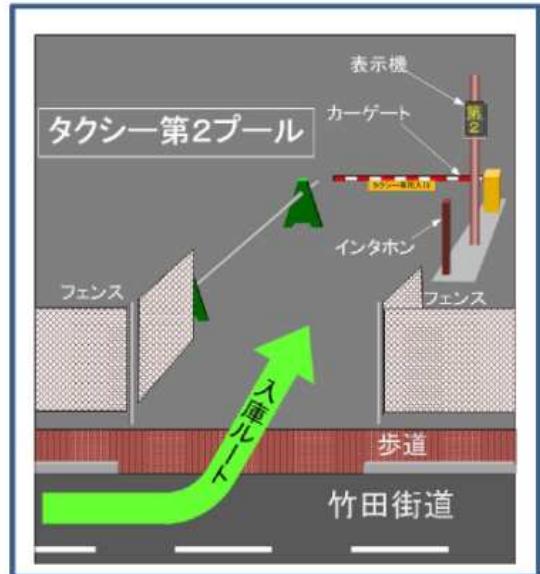


図1 第2プール入口イメージ

（2）第2プールからの出庫

駅前プールの車両の空き状態をゲート横の表示機に台数表示しています（図2-1,2参照）。空台数が1台以上になると、車両を検知してゲートを開放します。

※ゲート前に車両が来ると、該当車両の車両番号の下4ケタを表示します（図2-1,2参照）



図2-2 台数表示機拡大図

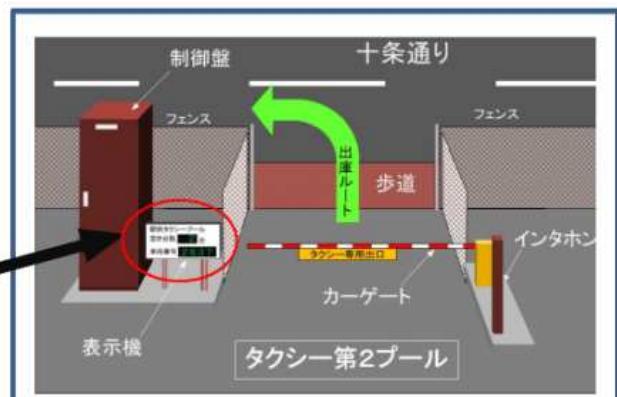


図2-1 第2プール出口イメージ

（3）駅前プールの入場（駅前プール入口の場所は、参考1の全体平面図参照）

車両が入口のゲート前に入場すると、車両を検知して、第2プールを経由した車両であれば、ゲートを開放します。入場車両は入庫ルールに従って最後尾に車両を移動します。

※1) 第2プールを経由しない車両、タグを不携帯の車両、違反登録された車両が進入した場合はゲートを開放しません。この場合は速やかに退去してください。

※2) 第2プールを出庫後、30分経過しても駅前プールへ到着しない車両は、離脱した車両として登録され、駅前へ到着してもゲートを開放しません。

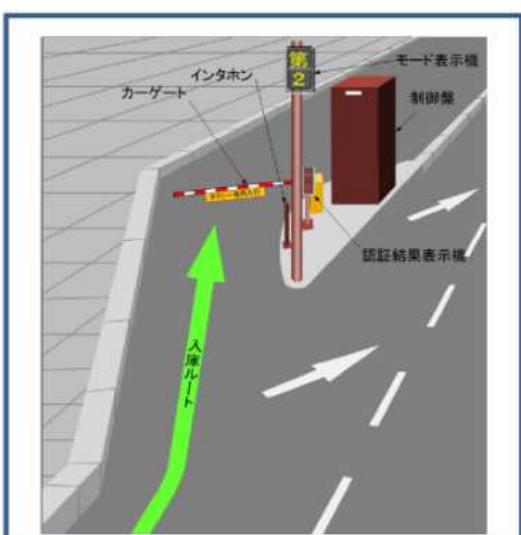


図3 駅前プール入口イメージ

(4) タクシー乗り場への入場（駅前プール出口の場所は参考1の全体平面図参照）

駅前プール出口で車両を検知します。これにより、駅前プール内の車両台数を管理し、鴨川西第2プール出口の表示機に空き台数を表示します。

1-2 直接入場方式

従来と同様、駅前プールへ直接入場する方式で、駅前プール入場 ⇒ タクシー乗り場入場と順を追ってご説明します。

(1) 駅前プールの入場（駅前プール入口の場所は、参考1の全体平面図参照）

車両が入口のゲート前に入場すると、タグを自動認証して、ゲートを開放します。入場車両は入庫ルートに従って最後尾に車両を移動します。

※タグを不携帯の車両や駅前プールが満車の場合、及び違反登録された車両が進入した場合は、ゲートを開放しません。この場合は速やかに退去してください。

(2) タクシー乗り場への入場（駅前プール出口の場所は参考1の全体平面図参照）

駅前プール出口でタグを自動認証し、乗り場入場を検知します。これにより、駅前プール内の車両台数を管理します。

1-3 運用状態の表示

(1) 表示機による運用状態の表示

現在の運用方式をタクシー運転手に通知するために各所に表示機を設置します。設置場所は、駅前プール入口のモード表示機、鴨川西第2プール入口表示機と出口表示機、タクシー降り場出口及び主要交差点付近です。また、切替を予告するために、事前に準備時間として表示を点滅表示に変更します。

それぞれの表示内容を、図4に示します。

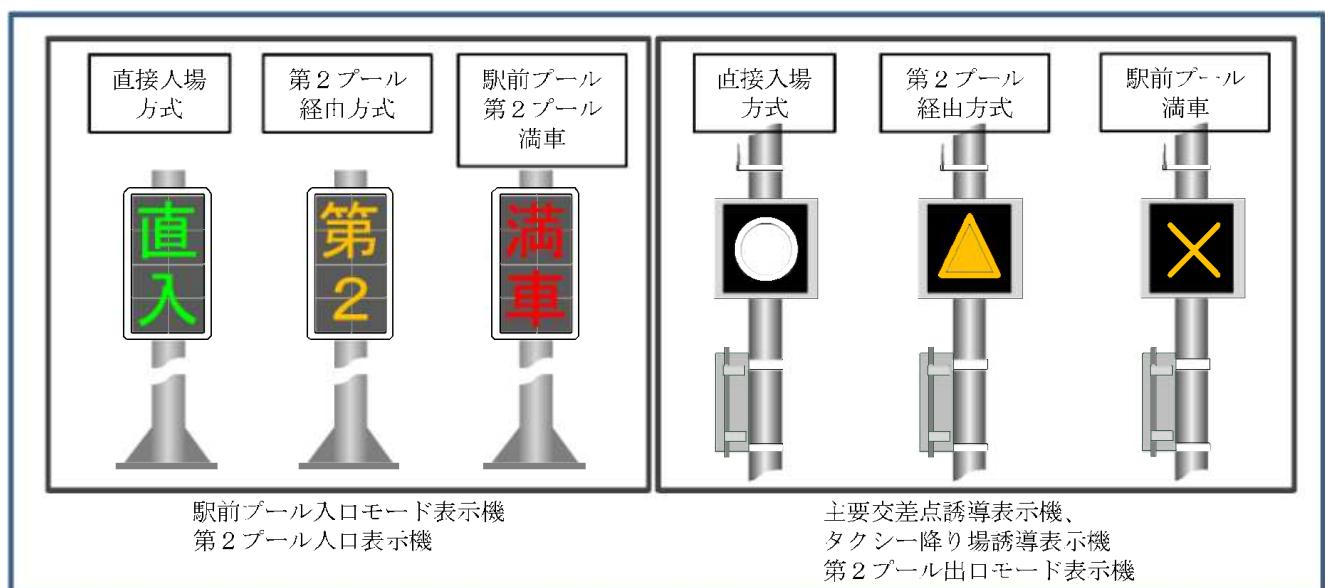


図4 運用方式の表示

(2) 携帯電話、スマートホンからの運用上の確認

携帯電話やスマートホンで京都タクシー業務センターのホームページにアクセスして運用状態を確認することもできます。

タグと一緒に配布する説明資料に印刷されているQRコードからもページを表示できますので、ページを登録しておくことで以降は簡単にご確認頂けます(図5参照)。



図5 運用状況の携帯電話表示イメージ

1-4 運用方式の切替

(1) スケジュールによる切替

「第2プール経由方式」と「直接入場方式」のスケジュールを、あらかじめ決めて運用します。スケジュールの内容は事前に決定し通知します（図6にスケジュール予定を示します）。

「直接入場方式」から「第2プール経由方式」に切り替える場合、事前に鴨川西第2プール入口表示機の「直入」の表示を点滅表示（20分間点滅）に変更して、事前に入場できるようにします。

また、「第2プール経由方式」から「直接入場方式」に切り替える場合、事前に第2プールの入口表示機の「第2」の表示を点滅表示（20分間点滅）に変更します。この点滅前後に第2プールに入場した車両は、駅前プールへ到着する前に「直接入場方式」に切り替わる場合があることをご了承願います。

スケジュールモード	直入 (駅前直接入場)	第2 (第2プール経由)	直入 (駅前直接入場)
駅前プール 入口表示機			
駅前プール 入場方式	直接入場可	第2プール経由で入場	直接 入場可
鴨川西第2プール 入口表示機			
鴨川西第2プール 入場方式	入場不可	入場 可	入場 不可
交差点 誘導表示機			

図6 スケジュール例

(2) 運用状態による強制切替

第2プール経由方式で運用中に、駅前プールの車両が継続的に不足した場合や、直接入場方式で継続的に駅前プールが満車状態が継続した場合は、管理事務所で判断し強制的に運用方式を切り替える場合があります。

切り替える場合は、前項（1）と同様に事前に点滅表示して通知します。

2. 運用の基本ルール

タクシーショットガンシステムを運用するにあたり、以下を基本ルールとします。

(1) タクシーの事前登録と車両へタグの設置

駅前プール及び鴨川西第2プールへ入場するタクシーは、事前に京都タクシー業務センターへ登録申込します。タクシー業務センターはタクシーをシステムに登録し、登録済のタグを貸与します。タグは専用クリップで運転席のサンバイザーに取付けます（図7参照）。

※タグを所定の位置に設置しないとタグを認証できず、タグ不携帯として入場できない場合があります。

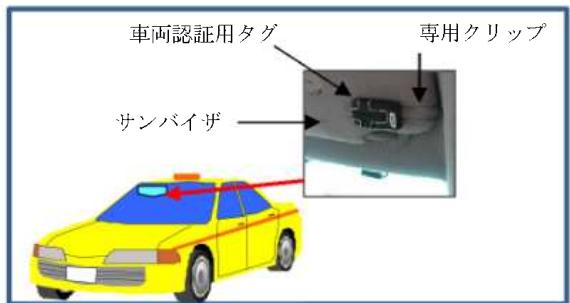


図7 タグ取付方法

(2) 入場の制限

不正に車両がゲート前に入場すると、ゲートを閉鎖状態のままにし、不正内容をゲート横の表示機に表示します（図8参照）。また、入り口前の監視カメラで録画し、違反車両としてシステムに車両番号を登録します。

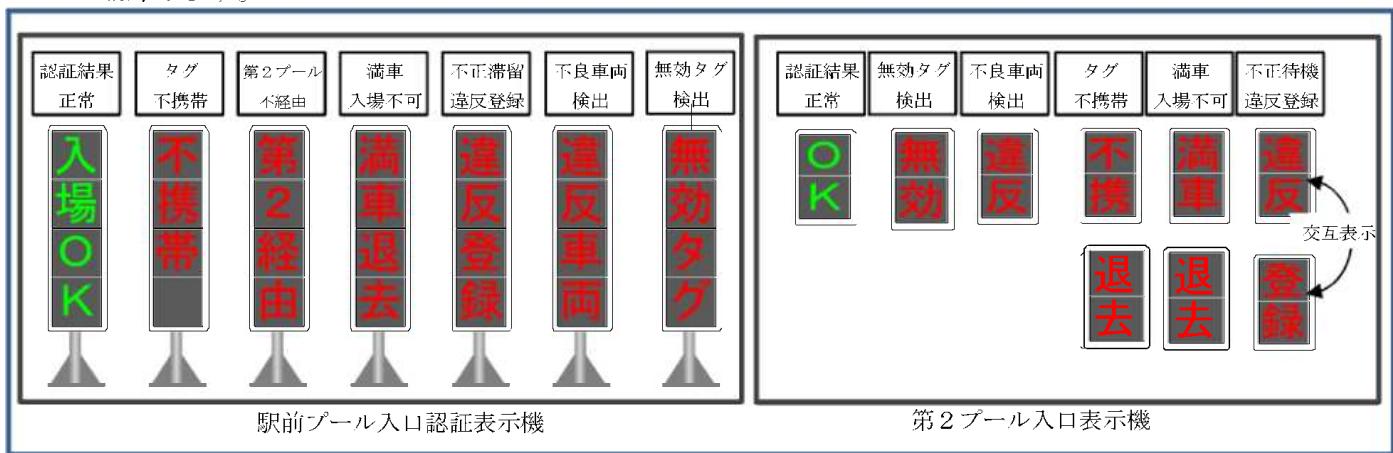


図8 正常車両及び不正車両検出時のゲート横表示機の表示内容

(3) 鴨川西第2プールから駅前プールへの通行ルート

第2プール経由方式で運用している場合、所定のルートを通じて駅前プールへ入場する（参考1全体平面図参照）。不正な近道行為をチェックするため、第2プールからの出庫順序と駅前プールへの入場順序をチェックし、順序が変わった場合表示機に『順序注意』の表示をします（図9参照）。

順序注意が発生した車両をシステムに記録し、月末ごとに結果を報告します。

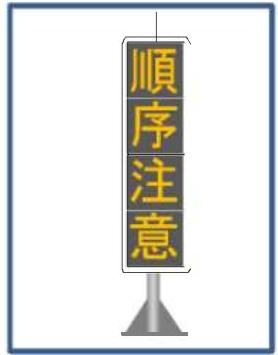


図9 順序注意の表示

(4) 不良車両の登録

システムに登録した車両の中で、不良車両を登録することができます。不良車両と登録すると、駅前プール及び鴨川西第2プールへ入場することができません。

不良車両の登録に関しては、システムで検出した違反車両の記録や、第2プール出入口、駅前プール入口ゲートでの監視情報を踏まえ、運用基準に基づいてシステムに登録します。

(5) タグの電池交換

車両に取付けるタグは電池を内蔵しており、定期的(3年程度※1)に交換する必要があります。駆前プール入口に入場時に電池残量が少ない場合、表示機に『電池交換』と表示します(図10参照)。また、月末の車両ごとの利用回数の明細書に電池残量が少ない車両を明示しますので、速やかに電池を交換していただくようにお願いします。電池交換は、取扱説明書を確認いただきながら簡単に交換が可能です。

電池は市販のボタン電池(CR2032)になります。

(※1)タクシーのゲート前長期滞留等使用状況により電池寿命が短くなる場合があります。



図10 電池交換の表示

3. システムの異常時の対応

運用中に異常が発生した場合、以下の通り対応いたします。

(1) ゲート開閉異常

システムの障害等で車両がゲート前に進入してもゲートが開かない場合、ゲート横のインターホンでセンターを呼び出して頂きます。センターでは、状況を確認し、遠隔から強制的にゲートを開放します。インターホンは24時間365日対応します。

ゲート故障や通信障害などにより遠隔からゲートの操作ができない場合は、警備会社から緊急駆け付けして、ゲートを手動で開放します。

(2) システム運用継続が困難な場合

システムの故障時、天災などによる長期停電時、通信設備の遮断時など、システムを運用することが困難な状況が発生した場合、手動でゲートを開放してタクシーショットガンシステムの運用を停止します。

4. タクシーショットガンシステムの利用課金

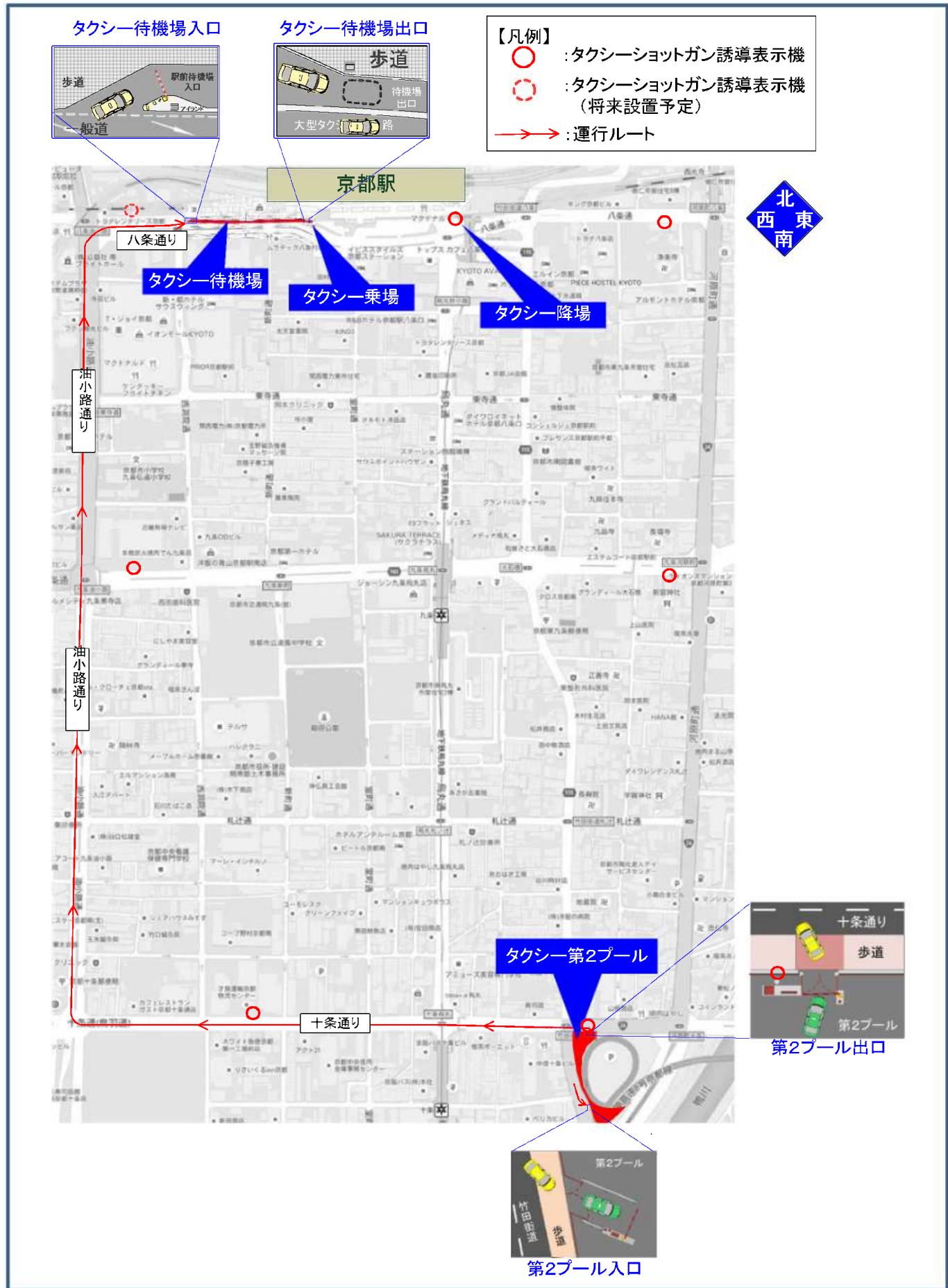
駆前プールの入場車両を記録し月ごとに集計して、入場回数に応じて課金します。課金で徴収した費用で、システムの保守、運用費用を賄います。

課金の請求は、各法人、各個人タクシー組合と組合未加入の個人タクシーごとに集計し、それぞれに請求書を発行しますので、期限までに支払いをお願いします。支払方法等に関しては、別途ご説明します。

支払期限までに支払いがされない場合、不良車両としてシステムに登録し、駆前プール、鶴川西第2プールへの入場を制限する場合があります。

- 以上 -

【参考1】全体平面図



— 京都駅八条口タクシーショットガンシステム運用説明資料 —

タグを取付けないとタクシープールへ入場できません

タグを専用クリップに取付け(図1-1)、運転席のサンバイザーの右端に外から見える状態で取付けてください(図1-2)。タグを正しく取り付けないと、駅前プールと鴨川西第2プール出入口のゲートが開きません。



図1-1 クリップにタグ装着写真



図1-2 サンバイザーに取付写真

原則、深夜を除く時間帯は鴨川西第2プール経由

駅前プールへ入場するタクシーは、深夜を除く時間帯は、原則、鴨川西第2プールを経由して頂きます。実施の時間帯は別途通知します。

鴨川西第2プール、駅前プールの場所及び運行ルートは、十条通り⇒油小路通り⇒八条通りでお願いします(右図参照)。鴨川西第2プールを経由しないで駅前プールへ進入しても、入口ゲートは開きません。但し、深夜等の時間帯は、タグを取り付けていれば、駅前プールへ直接入場可能です。

以下、入場手順の詳細です。



図2-1 運行ルート図

① 鴨川西第2プール入場方法

タグを取り付けたタクシーがゲート前に進むとゲートが開きます。駅前へ直接入場できる時間帯は、入口の表示機が「閉鎖」と表示され入場できません。

満車時や、違反登録車両、紛失登録したタグを取り付けて進入してもゲートは開きません。

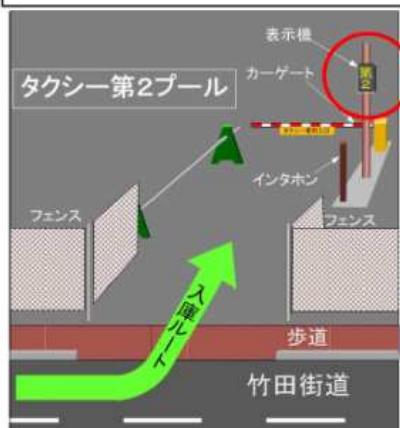


図2-2 第2プール入口

② 鴨川西第2プール出庫方法

タクシーは出口ゲート前に待機してください。出口表示機の空き台数表示が1台以上になったらゲートが開きますので速やかに出庫してください。ゲート前に進むと、表示機に登録した車両番号を表示します。



図2-3 第2プール出口

③ 駅前プール入場方法

第2プール経由の時間帯は、第2プールを経由しないとゲートは開きません。また、第2プールからの出庫順序と駅前プールの入庫順序をチェックしています。満車時や、違反登録車両、紛失登録したタグを取り付けて进入してもゲートは開きません。

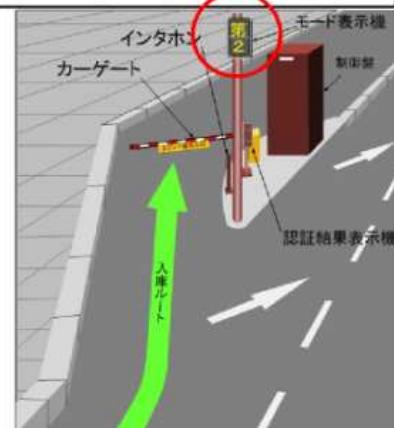


図2-4 駅前プール入口

裏面へ続く ↓

運用状態の確認方法

第2プールを経由、または直接駅前プール入場など、現在の運用状態を駅前プール入口(図2-4)、第2プール入口(図2-2)と付近の主要交差点に表示機を設置して表示します。主要交差点の表示は、付近の街路灯に設置し(図3-1参照)、設置場所は図2-1に示します。それぞれの表示内容は下表をご確認ください。

運用の時間帯は、あらかじめ決めて運用しますが、駅前プールのタクシー台数の状況によっては、予定外に運用を切り替える場合があります。切替の20分前から点滅表示にして予告します。

また、運用状態や次回切替時間などの情報を携帯やスマートホンで確認できます(図3-2参照)。確認方法は、下段のQRコードを携帯電話、スマートホンのバーコード読み取り機能で読み取るか、直接URLを入力して参照できます(ブックマークに登録しておくと簡単に確認できます)。



図3-1 交差点表示機

各入口	交差点他	説明
第2	タクシー 誘導表示機 	第2プールを経由して駅前プールへ入場します。点滅する とまもなく直接入場に切り替わります。
直入	タクシー 誘導表示機 	駅前プールへ直接入場できます。 点滅状態になると、まもなく第2プール経由に切り替わります。
満車	タクシー 誘導表示機 	満車、入場不可。付近に滞留すると指導員等で確認し、悪質な車両は、違反登録して入場を制限する場合があります。 (交差点の満車表示は駅前プールを示す)
開放	タクシー 誘導表示機 	タクシーショットガンシステムの運用を停止しています。 ゲートは開放状態になり、駅前待機場、第2プールは入退場できます。



図3-2 携帯電話表示例

利用上のご注意

- (1) **満車の場合はゲート付近に並ばないでください。**そのまま滞留し違反車両として登録された場合、駅前プール及び第2プールに入場できなくなります。
- (2) 第2プールから駅前プールへ移動する経路は、**十条通⇒油小路通⇒八条通**です(図2-1参照)。近道などにより第2プールからの出庫順序と駅前入庫順序が違う場合、「順序注意」を表示します(ゲートは開き入場は可能です)。
- (3) 第2プールを経由していない場合など、ルール違反の車両を検出すると、ゲート横の表示機に違反内容を表示しゲートは開きません。違反検出時は車両番号が登録されますのでご了承ください。
- (4) ゲートのトラブル等でゲートが開かない場合など、お困りの時は、**ゲート横のインタホンで管理者を呼び出してください**。遠隔からゲートの開放など対応します。
- (5) 駅前プールへ入場するごとに記録し、月末ごとに集計して入場回数に応じて課金します。支払期限までに支払いがされない場合は、違反車両として登録し、入場を制限する場合があります。
- (6) タグに電池が内蔵されています。ゲート横の表示機に「電池交換」の表示が出たら、速やかに電池を交換してください。電池交換の方法は、タグに添付している取扱い説明書を参照ください。電池はCR2032のボタン電池でコンビニ等で販売しています。

京都市都市計画局歩くまち京都推進室

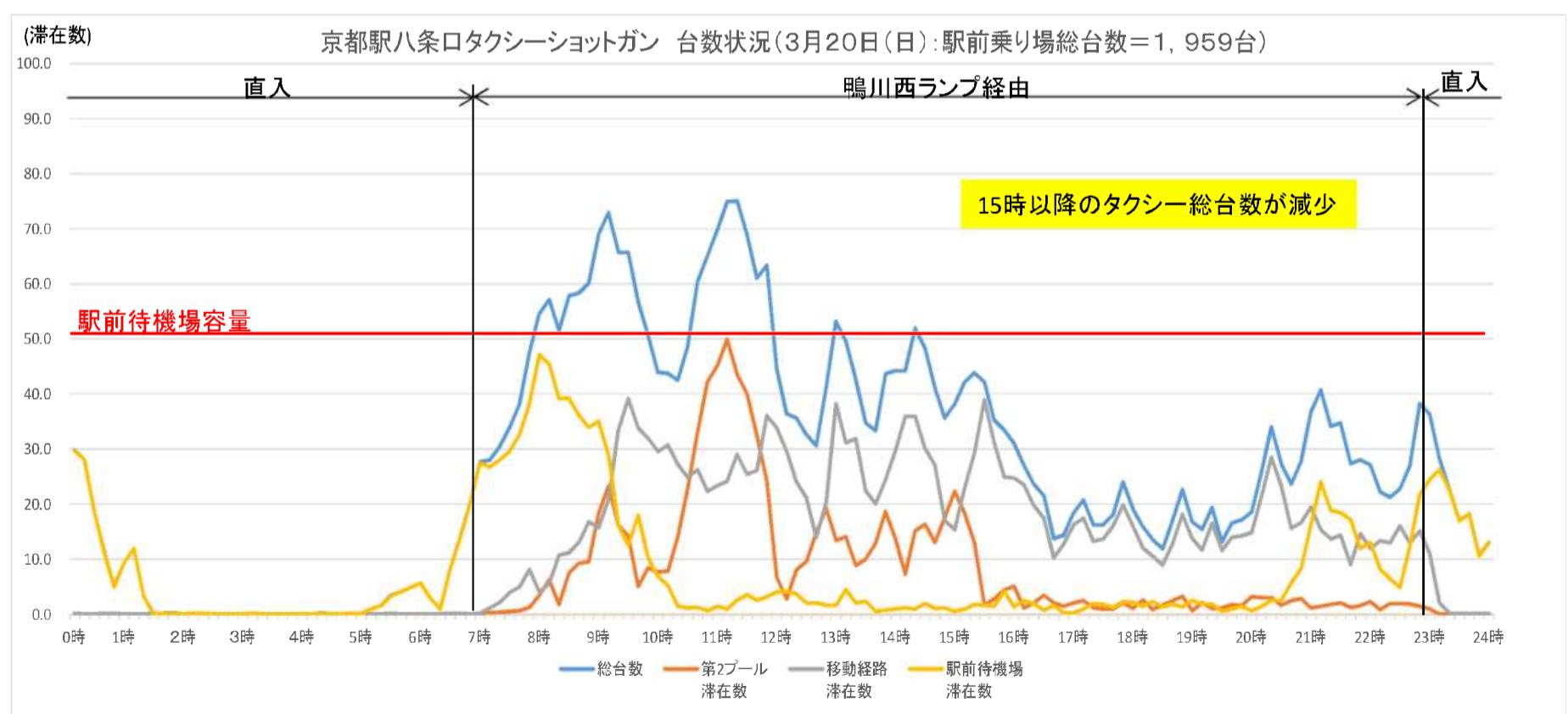
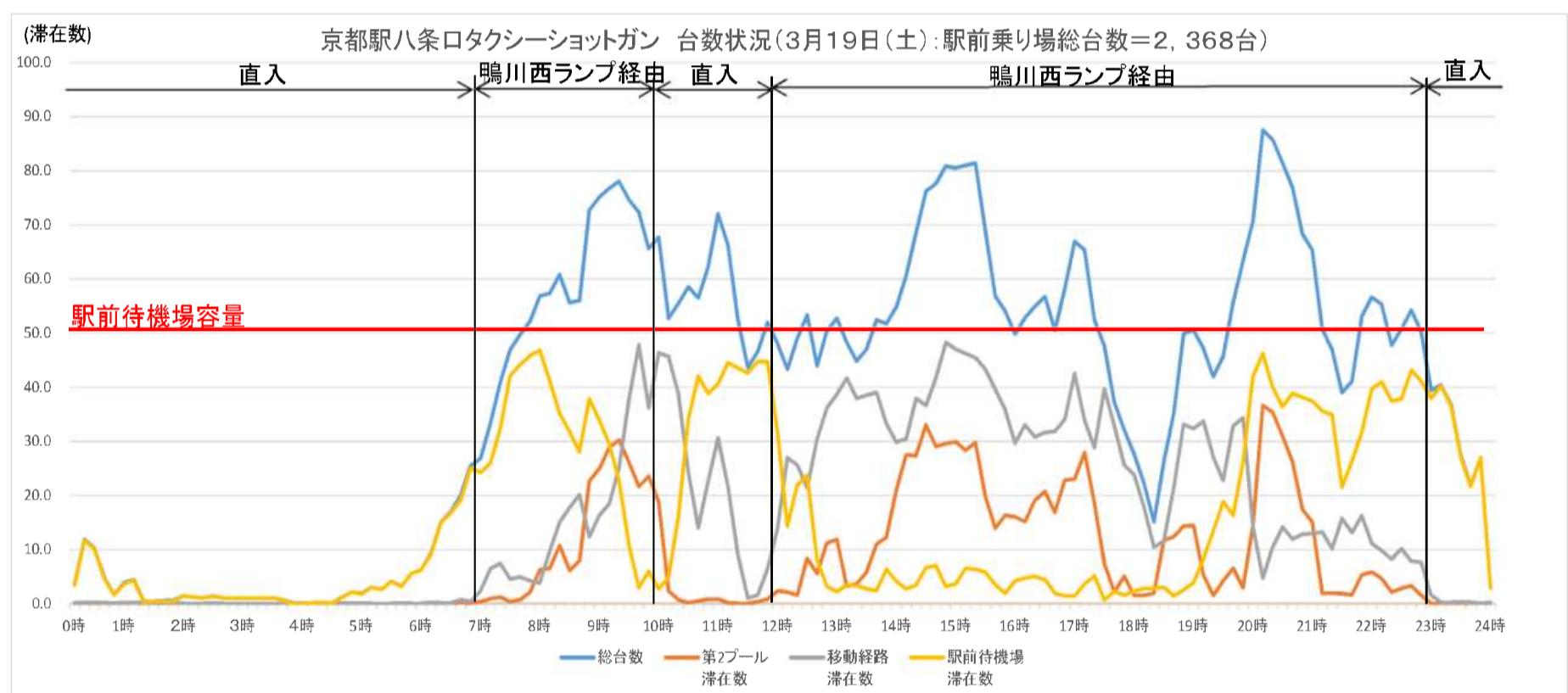
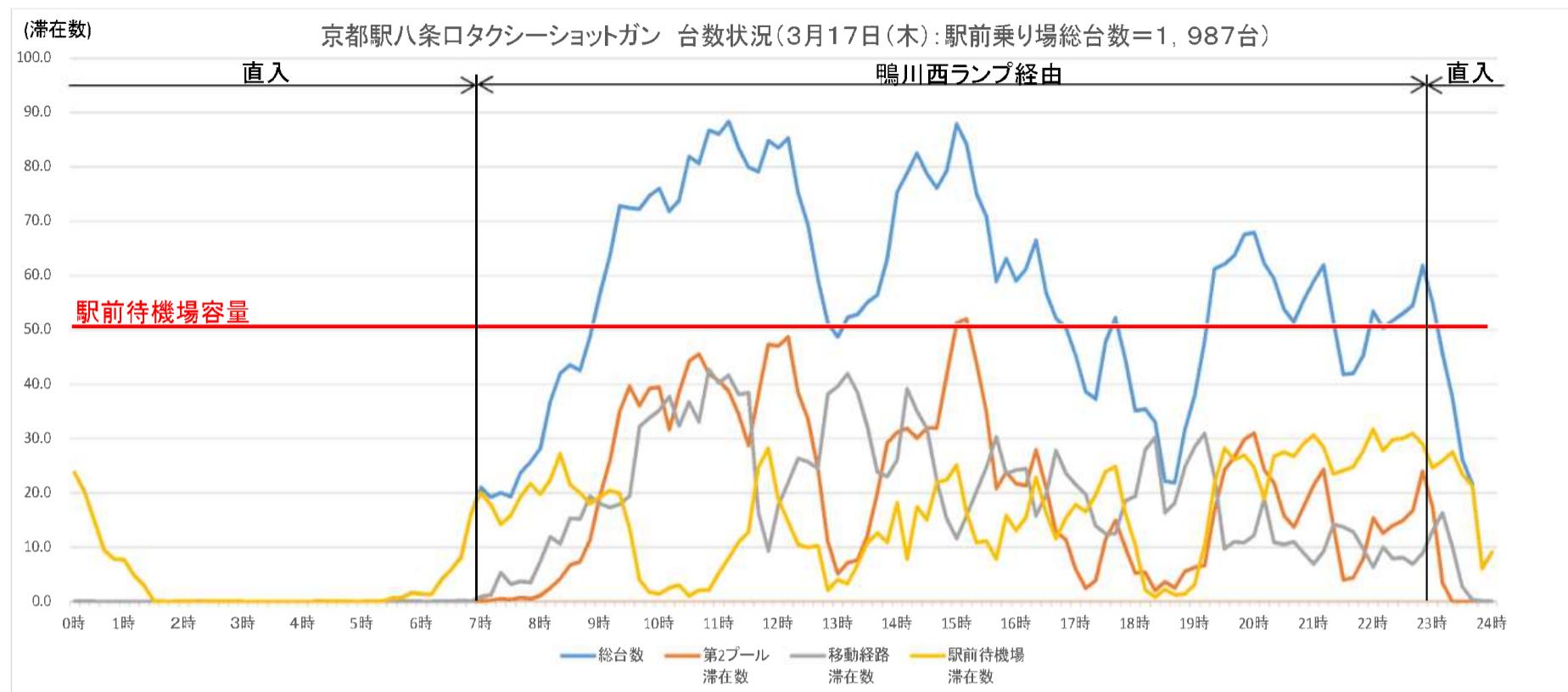
京都タクシー業務センター

<http://kyototaxi.org/shotgun/taxi.php>



QRコード

タクシーショットガン試験運用状況



京都駅八条口駅前広場路線バス乗降場の使用に係る覚書（案）

京都市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、京都駅八条口駅前広場（以下「駅前広場」という。）の路線バス乗降場（のりば番号〇〇）の使用について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱に基づき、駅前広場の路線バス乗降場の安全かつ円滑な使用と、清潔で快適な空間を維持するとともに、サービスの向上に資することを目的とする。

（一般事項）

第2条 乙は、道路交通法を遵守し、善良な路線バス事業者として施設を使用するものとし、他の駅前広場利用者などの支障となる行為をしてはならない。

（運行ダイヤの調整）

第3条 乙は、同一の路線バス乗降場（のりば番号〇〇）を使用する他の路線バス事業者間で運行ダイヤの調整を行い、混雑を未然に防止すること。

2 乙は、運行ダイヤの調整においては、路線バス乗降場への到着待ちを生じさせないよう、路線バス乗降場毎に、市内路線バスは3分間隔、中・長距離路線バスは5分間隔を最短とし、路線の特性や利用実態（運行距離、積雪地域、乗客の荷物等）に応じ、十分な間隔を確保すること。ただし、乗降に要する時間が短時間であるなど、路線バス乗降場の運用上、支障がないと認められる場合は、この限りではない。

3 乙は、運行ダイヤを変更及び追加しようとする場合は、路線バス乗降場ごとに、当該路線バス乗降場を使用する路線バス事業者間で調整を行うこと。

4 乙は、第2項の運行ダイヤの調整、第3項の運行ダイヤの変更及び追加、及び他者と新たに共同運行または業務提携等（以下「変更等」という。）を行う場合は、事前に、京都駅八条口エリアマネジメント会議（以下「会議」という。）に報告し、甲及び会議の委員の確認を得ること。なお、当該変更等により、駅前広場の混雑又は他の路線バスの運行に支障があると予想される場合は、甲は当該変更等を認めない。

5 乙は、続行便や臨時便の運行を行う場合は、使用する路線バス乗降場及び他の路線バス乗降場の運用に支障を与えないよう留意すること。

（維持管理）

第4条 乙は、乙及び同一の路線バス乗降場を使用する路線バス事業者の負担により、路線バス乗降場等の安全で円滑な交通を確保すること。

2 乙は、乙の負担により、別図に定める区域を原則として、清掃等の日常管理を行い、甲は当該施設に係る補修等の維持管理を行い、甲乙協力して路線バス乗降場の良好な施設の管理に努めることとする。

3 乙は、路線バス乗降場や、京都駅八条口駅前広場の施設に発生した異常等を確認した

場合、速やかに甲に報告を行うこと。

(原状回復)

第5条 乙又は乙の関係団体や事業者等が甲の所有する施設に損害等を生じさせた場合は、乙の負担により原状回復を行うこと。

(協議)

第6条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

平成28年 月 日

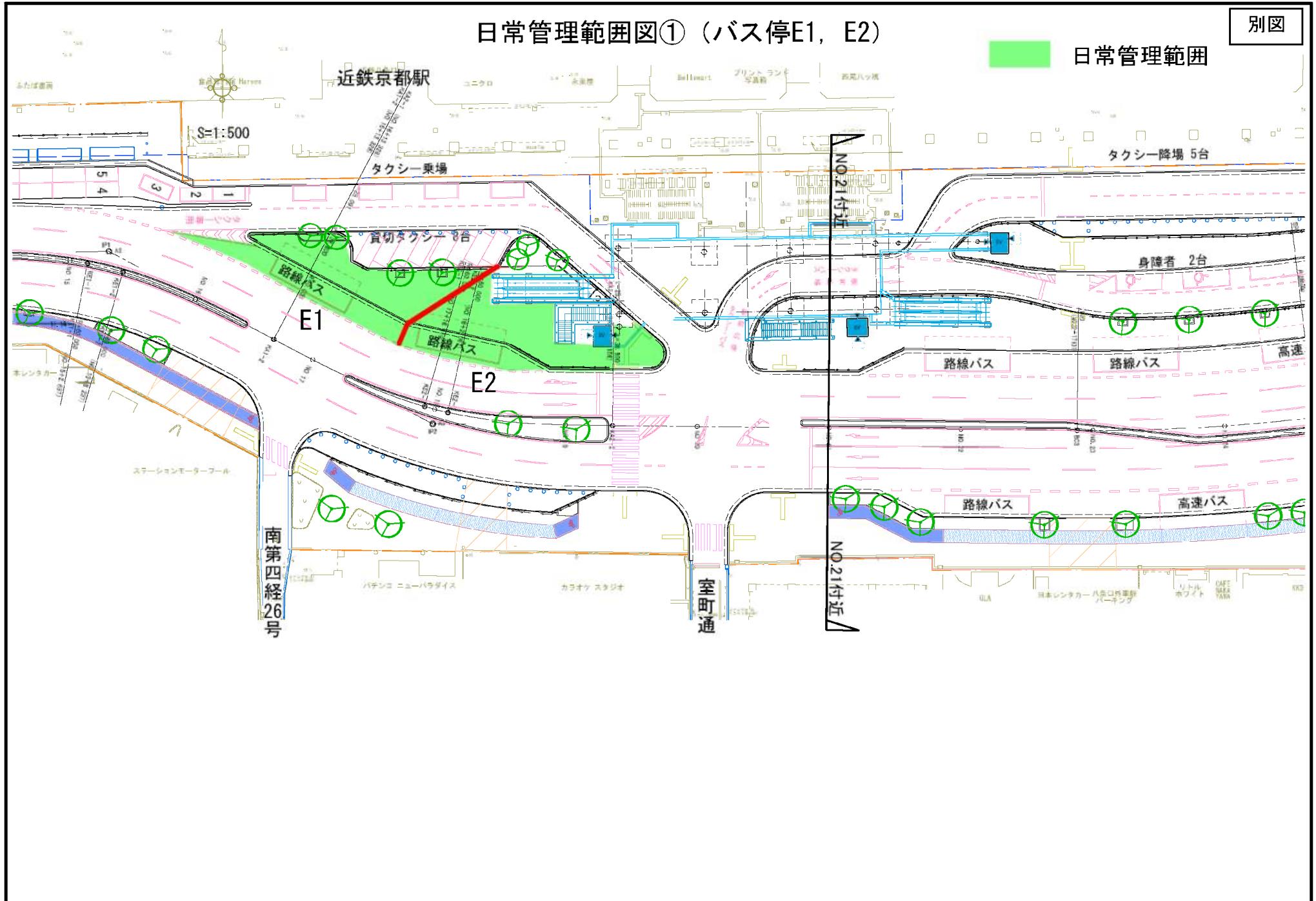
甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市長 門川大作

乙 京都市○○区○○町○○番地
株式会社○○
代表取締役 ○○○○

日常管理範囲図①（バス停E1, E2）

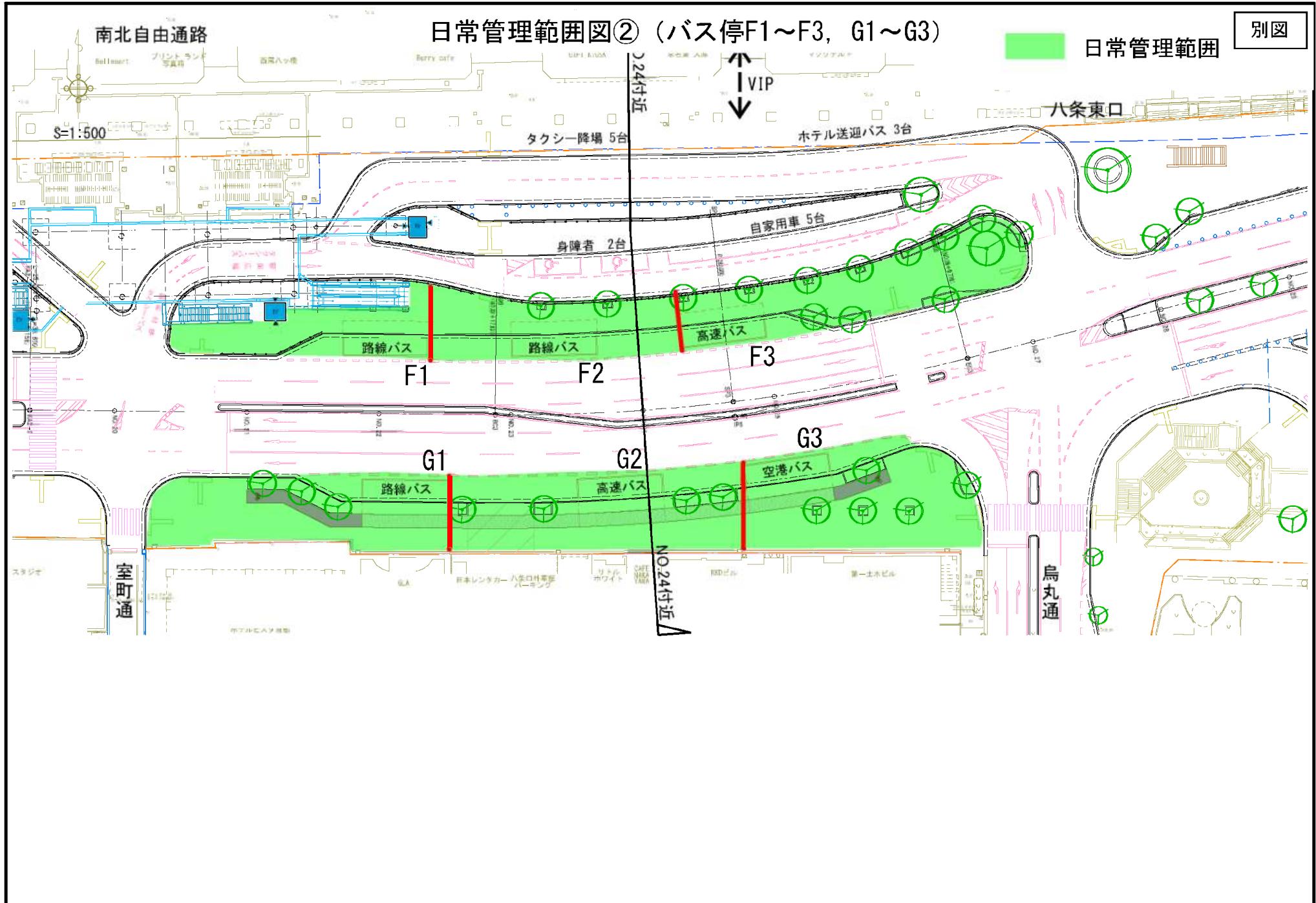
別図

日常管理範囲



日常管理範囲図②（バス停F1～F3、G1～G3）

別図



日常管理範囲図③ (H1~H7)

別図

日常管理範圍



京都駅八条口駅前広場送迎バス乗降場の使用に係る覚書

京都市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、京都駅八条口駅前広場（以下「駅前広場」という。）の送迎バス乗降場の使用について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱に基づき、送迎バス乗降場の安全かつ円滑な使用と、清潔で快適な空間を維持するとともに、サービスの向上に資することを目的とする。

（一般事項）

第2条 乙は、道路交通法を遵守し、善良な送迎バス事業者として施設を使用するものとし、他の駅前広場利用者などの支障となる行為をしてはならない。

（定期運行による使用）

第3条 乙は、送迎バス乗降場の滞在時間を5分以内とし、送迎バス事業者間調整の上、運行ダイヤを決定すること。

2 乙は、乗降が終わり次第、速やかに送迎バス乗降場を退出するものとし、出発までの時間調整等、待機は禁止するものとする。

3 乙は、送迎バス乗降場が満車の場合は、一旦退出し、再進入を行わなければならない。

（不定期運行による使用）

第4条 乙は、不定期に送迎バス乗降場を使用する場合、送迎バス乗降場の空き状況を確認し、前条第3項を遵守すること。

（維持管理）

第5条 乙は乙の負担により、送迎バス乗降場等の安全で円滑な交通を確保すること。

2 乙は乙の負担により、別図に定める区域を原則として、清掃等の日常管理を行い、甲は当該施設に係る補修等の維持管理を行い、甲乙協力して送迎バス乗降場の良好な施設の管理に努めることとする。

3 乙は、送迎バス乗降場や、京都駅八条口駅前広場の施設に発生した異常等を確認した場合、速やかに京都市に報告を行うこと。

（原状回復）

第6条 乙又は乙の関係団体や事業者等が甲の所有する施設に損害等を生じさせた場合は、乙の負担により原状回復を行うこと。

（協議）

第7条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

平成 28 年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上ル 488 番地 1

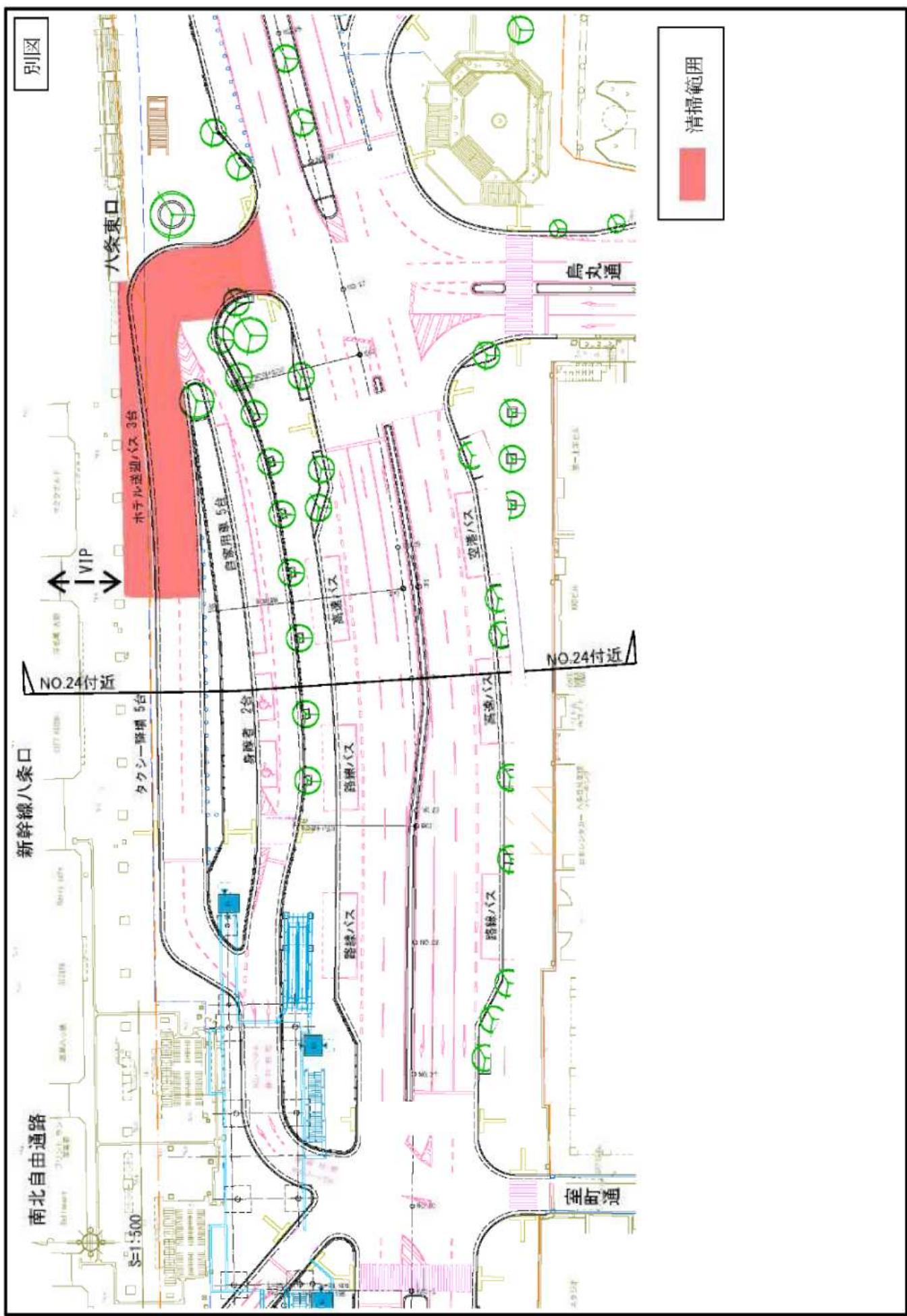
京都市長 門川大作

乙 京都市○○区○○町○○番地

株式会社○○

代表取締役 ○○○○

別圖



京都駅八条口駅前広場タクシー関連施設（タクシー待機場、タクシーのりば、タクシーおりば、大型タクシー及び予約タクシー待機場、鴨川西ランプ等）の使用に係る覚書

京都市（以下「甲」という。）と京都タクシー業務センター（以下「乙」という。）は、京都駅八条口駅前広場（以下「駅前広場」）のタクシー待機場、タクシーのりば、タクシーおりば、大型タクシー及び予約タクシー待機場、鴨川西ランプ等（以下「タクシー関連施設」という。）の使用について、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱に基づき、タクシー関連施設の安全かつ円滑な使用と、清潔で快適な空間を維持するとともに、サービスの向上に資することを目的とする。

（タクシー関連施設の使用者への指導）

第2条 乙は、タクシー関連施設の使用者に対して、以下の各号に定める事項について、適切に指導や監督を行うこと。

2 タクシー関連施設の使用者は、道路交通法、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法及び京都タクシー業務センター指導規則（仮）を遵守し、善良なタクシー運用者としてタクシー関連施設及び駅前広場を使用し、他の駅前広場使用者などの支障となる行為を行ってはならない。

3 京都駅八条口旅客自動車待機場条例、同条例施行規則及び京都駅八条口旅客自動車待機場要綱を遵守すること。

4 大型タクシー及び予約タクシー待機場及び乗降場については、合計8台分の待機スペースを設けているが、当該待機場が満車の場合等においては、八条通での待機を行わず、一旦当該待機場を通過すること。その後、再度進入した場合についても同様とする。

5 大型タクシー及び予約タクシー待機場の使用に際しては、車止めを適切に運用し、一般車等の誤進入を防止すること。

（維持管理）

第3条 乙は乙の負担により、タクシー関連施設等の安全で円滑な交通を確保するものとする。

2 乙は乙の負担により、別図に定める区域を原則として、清掃等の日常管理を行い、甲は、当該施設に係る補修等の維持管理を行うものとし、甲乙協力して良好な施設の管理に努めることとする。

3 乙は、タクシー関連施設や、京都駅八条口駅前広場の施設に発生した異常を確認した場合、速やかに京都市に報告を行うこと。

（原状回復）

第4条 乙の関係団体や事業者等が甲の所有する施設に損害等を生じさせた場合は、乙の負担により原状回復を行うこと。

（協議）

第5条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議するものとす

る。

上記覚書成立の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 月 日

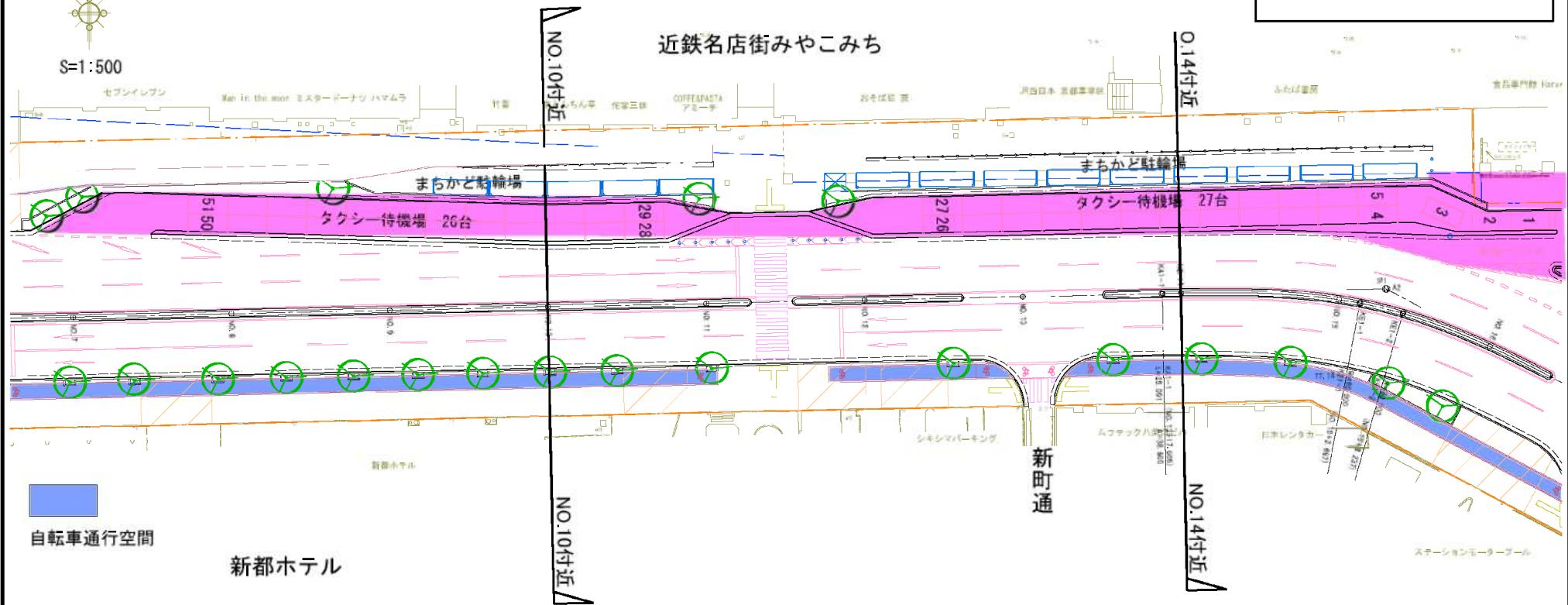
甲 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
京都市長 田川大作

乙 京都市伏見区竹田向代町51番地5
京都タクシー業務センター
代表幹事 安居早苗

別紙

日常管理範囲図（その1）

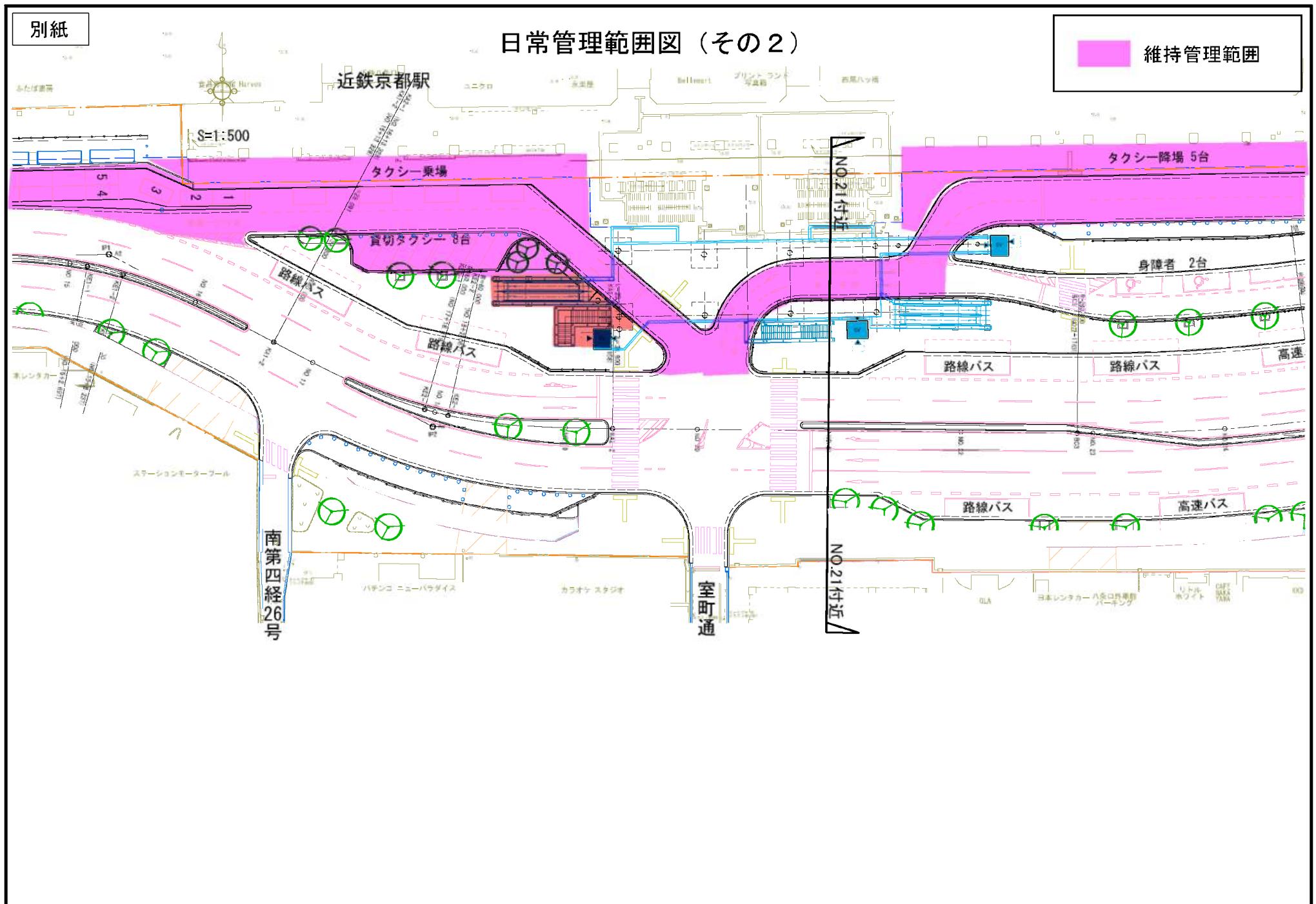
維持管理範囲

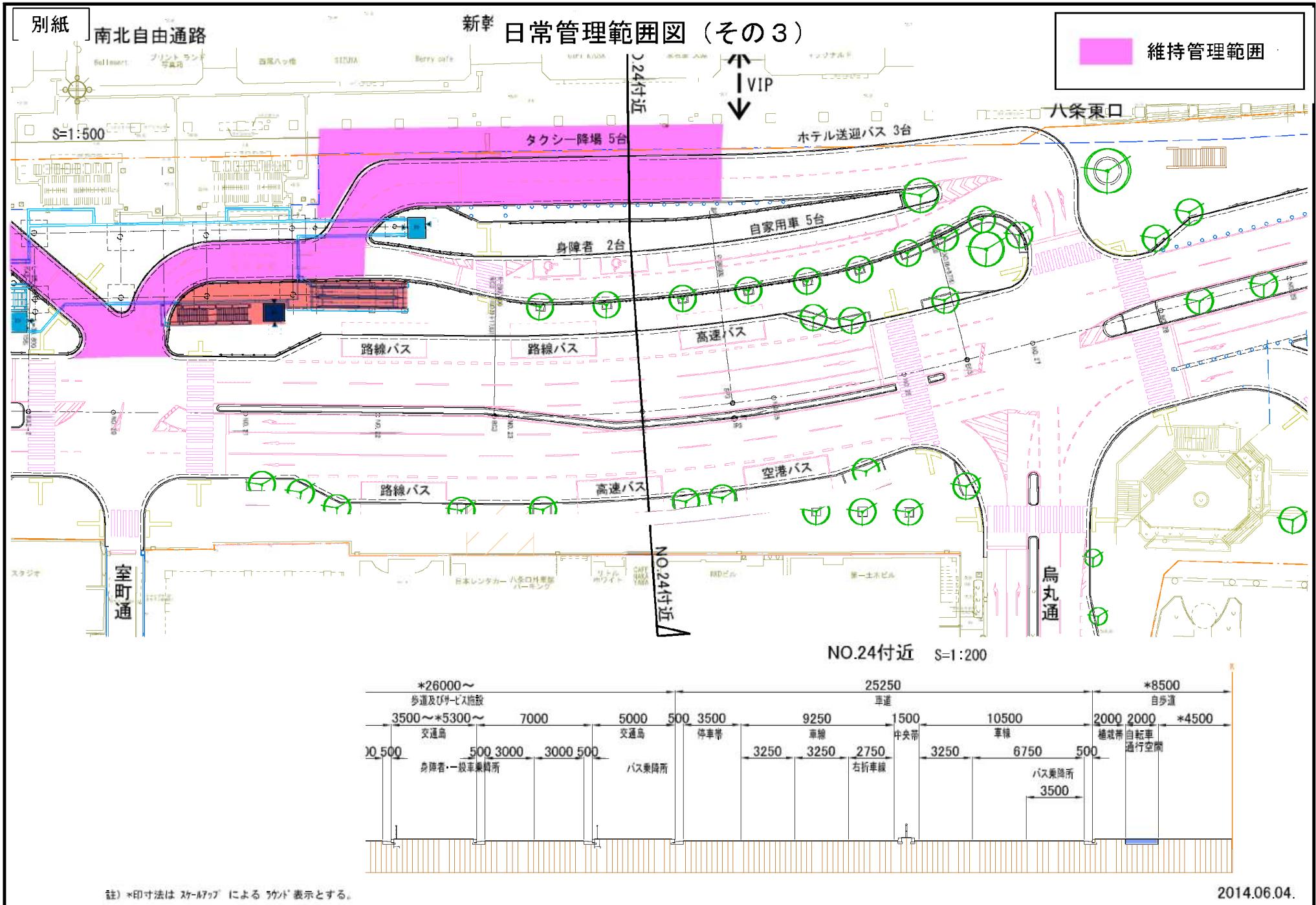


別紙

日常管理範囲図（その2）

維持管理範囲





平成27年度 八条口バス駐車申込予約

別紙5-1

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
8時台	7	11	13	8	9	11	10	12	25	19	12	20	8	5	7	15	14	4	11	8	13	16	26	13	
9時台	9	11	17	21	28	31	32	42	43	21	23	29	32	21	23	19	37	26	27	41	28	34	39	21	
10時台	68	72	72	42	83	76	77	76	38	90	80	58	89	79	39	35	95	99	74	85	60	65	49	49	
11時台	9	5	30	12	25	28	30	7	6	19	11	45	32	21	13	5	36	20	51	39	19	22	10	15	
12時台	1	5	25	12	15	11	10	4	9	4	2	13	16	12	2	7	2	10	2	31	30	30	28		
13時台	0	4	1	1	4	2	7	5	0	0	1	3	0	1	1	3	3	0	3	0	5	0	0		
14時台	0	3	0	3	1	5	0	4	1	2	0	1	9	2	1	0	1	0	1	0	0	9	0	1	
合計	0	94	111	158	99	165	164	166	152	127	155	128	167	189	140	86	82	193	154	174	178	151	181	154	127
9~14合計	0	87	97	145	88	155	148	156	136	101	134	116	146	172	133	78	67	178	150	162	170	138	156	128	113

5月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
8時台	7	5	21	6	16	19	13	8	13	4	11	10	38	15	5	4	12	9	14	21	13	8	19	15	10	6	18	20	6	
9時台	12	9	25	43	25	34	16	18	13	19	17	18	20	15	15	10	19	21	20	15	19	10	20	8	14	23	17	19	9	
10時台	59	47	56	27	62	48	38	42	56	49	31	22	41	8	24	47	52	29	32	53	44	36	47	35	41	26	35	9	25	20
11時台	17	44	40	5	7	6	5	5	20	7	9	10	9	7	1	17	29	4	6	8	4	3	10	7	4	6	6	7	0	1
12時台	33	30	23	30	28	25	24	16	27	29	20	28	27	24	0	27	5	8	5	2	0	1	5	8	7	4	2	0	4	
13時台	10	1	0	1	4	6	0	1	0	1	4	0	3	0	0	2	0	1	2	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	
14時台	0	0	9	3	0	2	0	0	1	4	0	0	2	1	0	0	2	0	6	2	0	0	0	0	1	0	1	5		
合計	138	136	174	115	142	140	96	90	130	113	92	88	140	70	45	107	121	71	84	106	82	57	97	71	78	68	89	58	41	51
9~14合計	131	131	144	106	126	119	83	82	116	105	81	78	100	54	40	103	107	62	64	83	69	49	78	56	68	62	70	38	34	40

6月

平成27年度 春の観光シーズンの運用状況について

①駅前プール利用時間（入庫から出庫まで）

調査日	調査対象台数	駅前プール 平均利用時間	最長時間	最短時間
5月26日	79台	25.3分	42分	3分
6月2日	67台	24.7分	57分	3分

②入庫から乗降開始までの時間

調査日	調査対象台数	入庫から乗車開始 平均時間	最長時間	最短時間
5月26日	75台	16.2分	35分	1分
6月2日	69台	16.8分	45分	0分

③乗降時間

調査日	調査対象台数	乗車平均時間	最長時間	最短時間
5月26日	64台	4.2分	22分	1分
6月2日	66台	2.8分	29分	0分

④乗降終了から出庫までの時間

調査日	調査対象台数	駅前プール 平均利用時間	最長時間	最短時間
5月26日	63台	5.5分	12分	1分
6月2日	66台	4.9分	8分	1分

平成26年度に実施した実験と同様に、②入庫から乗降開始までの時間が約16分を要しており、乗客の集合を確認した後に、バスを入庫させる運用をしないと時間短縮は難しい。

③乗降時間、④乗降終了から出庫までの時間は概ね実験結果と同様であり、これ以上の短縮は難しいと思われる。

以上の結果から、1台当たりのバス利用時間を15分～20分以内で運用するには、利用時間の大半を占める入庫から乗降開始までの時間短縮が必須である。

貸切バス乗降箇所位置図

別紙5-3



200m

番号	乗降施設、場所等	台数	27年度利用状況	28年度計画	備考
①	貸切バス乗降場	約10台	利用	利用可	
②	八条通(近鉄名店街前)	約8台	利用	車線数減少により、利用不可	
③	東本願寺前パーキングチケット	約5~10台	利用なし	予約ができないため、確実な乗降場とは言えない。	60分 300円
④	鴨川西ランプ駐車場	40台	利用なし	時間調整もしくは、乗降場として利用可	60分 500円

※平成27年度は、①～②の乗降場所等を利用し、春の修学旅行シーズンを捌いた。
平成28年度について、現在確保できているのは、貸切バス乗降場(10台)のみ